

藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
次の者を藤沢市スポーツ推進審議会委員に任命する。

2017年（平成29年）6月14日提出

藤沢市教育委員会
教育長 平 岩 多 恵 子

1 氏名等

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 選出 区分 | 新任 再任 の別 | 備 考 |
|---------------------|------|-----|-------------------|----------------|---------------------------|
| やわた みつお 八幡 満夫 | | | 学識経 験者 | 再任 | 藤沢市体育 協会 |
| かわぐち ち え こ 川口知恵子 | | | 学識経 験者 | 再任 | 藤沢市レク リエーショ ン協会 |
| まるやま まさよし 丸山 正芳 | | | 学識経 験者 | 新任 | 藤沢市地区社 会体育振興協 議会連合会 |
| かわぐち ゆ き お 川口勇喜夫 | | | 学識経 験者 | 再任 | 藤沢市スポ ーツ推進委 員協議会 |
| ひらやま ひさし 平山 尚 | | | 関係行 政機関 の職員 | 再任 | 藤沢市立中 学校長会 |
| いしだ ただゆき 石田 忠行 | | | 関係行 政機関 の職員 | 新任 | 藤沢市立小 学校長会 |
| いけがみ りようすけ 池上 亮介 | | | 学識経 験者 | 新任 | 藤沢市医師 会 |

| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 選出区分 | 新任再任の別 | 備考 |
|--------------------|------|----|-----------|--------|-------------|
| いちむら あんな 市村 杏奈 | | | 学識経験者 | 再任 | 藤沢市社会教育委員 |
| なかぞの まさかつ 中園 雅勝 | | | 関係行政機関の職員 | 再任 | 神奈川県立体育センター |
| おおすが かつお 大須賀 勝男 | | | 学識経験者 | 新任 | 障がい者スポーツ関係 |
| にしの けんじ 西野 賢二 | | | 学識経験者 | | 公募 |
| まつおか たみお 松岡 民生 | | | 学識経験者 | | 公募 |

2 任期

2017年(平成29年)7月26日から2019年(平成31年)7月25日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員が2017年(平成29年)7月25日をもって任期満了となるため、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4条の規定により、新たに委員を任命する必要がある。

参 考

スポーツ基本法 抜粋

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

藤沢市スポーツ推進審議会条例 抜粋

(委員の任命)

第2条 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員の人数は、12人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。